

## 長久手市小規模企業及び中小企業振興基本条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、小規模企業者及び中小企業者（以下「小規模企業者等」という。）が地域において果たす役割の重要性に鑑み、小規模企業者等の振興に関する基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、小規模企業者等の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進することにより、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 中小企業者 法第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 大企業者 小規模企業者等以外の事業者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であつて、市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、及び信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫その他の金融業を営む者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 支援機関 小規模企業者等の支援を行う公的機関（商工会及び金融機関を除く。）をいう。
- (7) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学であつて、市と協働して事業を行っているものをいう。
- (8) 市民 長久手市みんなでつくるまち条例（平成30年長久手市条例第2号）第3条第1号に規定する者をいう。

### （基本理念）

第3条 小規模企業者等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進され

なければならない。

- (1) 小規模企業者等が多様な活動を通じて、地域社会の発展及び市民生活の向上のために重要な役割を果たしていると認識すること。
- (2) 小規模企業者等の創意工夫及び自主的な努力により、その経営の改善及び向上が促進されること。
- (3) 小規模企業者等、大企業者、商工会、金融機関、支援機関、大学、市民及び市が相互に連携及び協力すること。

(小規模企業者等の努力)

第4条 小規模企業者等は、経済社会情勢の変化に対応して事業の持続的発展を図るため、自主的に経営の改善及び向上に取り組むよう努めるものとする。

- 2 小規模企業者等は、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。
- 3 小規模企業者等は、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 小規模企業者等は、小規模企業者等の振興に中心的な役割を果たす商工会に加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、自らの事業活動の維持及び地域社会の発展のために重要な役割を小規模企業者等が果たしていることを認識し、小規模企業者等の成長発展に配慮するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 大企業者は、小規模企業者等の振興に中心的な役割を果たす商工会に加入し、その活動に協力するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、小規模企業者等の経営の改善及び向上を促進するための取組を積極的に行うものとする。

- 2 商工会は、小規模企業者等の実態を把握し、自らの事業活動に反映するとともに、商工会の会員相互の関係強化及び多様な主体との連携を促進するよう努めるものとする。

3 商工会は、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 商工会は、小規模企業者等及び大企業者の商工会への加入促進に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、小規模企業者等の経営安定化及び新たな事業展開等による経営の改善に関する取組を促進するため、円滑な資金融資及び経営相談等の支援を行うよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第8条 支援機関は、専門性の高い支援を通じて、小規模企業者等の経営力の強化に努めるものとする。

2 支援機関は、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学の役割)

第9条 大学は、人材の育成及び研究開発の普及等を通じて、小規模企業者等の振興に寄与するよう努めるものとする。

2 大学は、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、地域社会の発展及び市民生活の向上のために小規模企業者等が果たす役割の重要性を理解し、小規模企業者等の持続的発展に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第11条 市は、小規模企業者等の事業の持続的発展に資する総合的な施策を策定及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施にあたっては、小規模企業者等の実態を把握し、その意見の反映に努め、小規模企業者等、大企業者、商工会、金融機関、支援機関、大学及び市民と協力して取り組むものとする。

3 市は、小規模企業者等の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第12条 市は、小規模企業者等の振興に関する施策を策定、実施するにあたっては、次に掲げる項目をその基本方針とするものとする。

- (1) 小規模企業者等の経営の改善及び向上の促進を図ること。
- (2) 小規模企業者等の新たな事業展開及び販路開拓を図ること。
- (3) 小規模企業者等の人材の確保及び育成を図ること。
- (4) 小規模企業者等の資金調達の円滑化を図ること。
- (5) 小規模企業者等の創業の促進を図ること。
- (6) 小規模企業者等の事業承継の円滑化を図ること。
- (7) その他小規模企業者等の振興を図ること。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。